

社会福祉法人祐徳会における虐待防止のための指針

1、適用事業所

- (1)特別養護老人ホーム祐功の館
- (2)短期入所生活介護祐功の館
- (3)居宅介護支援事業所祐功の館

2、指針策定の目的

この指針は、2006年4月に施行された「高齢者虐待の防止・高齢者養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」の理念に基づき運用され、更に2021年の介護保険法改正で居宅介護支援事業の運営基準に「虐待の防止」が加えられ、私たちが取組む業務全般に亘りこの虐待防止の考え方が必須の要件となつたことで、ここで改めて当法人が運営する各事業における虐待防止のための体制整備と利用者の権利擁護に対処し、利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう支援することを目的とし、この指針を策定した。

3、具体策

高齢者虐待は人権侵害であり犯罪行為という認識のもと、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重、そして権利や利益の擁護に役立つよう、単に虐待防止というフレーズに止まらず、虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

(1)排除しなければならない虐待の定義

区分	具体的な例
i 身体的虐待 …高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加え、若しくは正当な理由なく身体を拘束すること。	<p>①暴力的行為</p> <ul style="list-style-type: none">・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。・ぶつかって転ばせる。・刃物や凶器で外傷を与える。・入浴時、熱い湯やシャワーを掛けて火傷をさせる。・本人に向けて物を投げつけたりする。など <p>②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none">・医学的診療や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ押さえつける行為・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れ食べさせる。など <p>③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p>
ii 介護・世話の放棄・放任(ネグ	①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神

<p>レクト)</p> <p>…高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること</p>	<p>状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れがひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる ・褥瘡ができる等、体位の調整や栄養管理を怠る ・オムツが汚れている状態を日常的に放置している ・健康状態の悪化を来すような環境(熱すぎる・寒すぎる等)に長時間置かせる ・室内にゴミが放置されている、ネズミやゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など <p>②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にもかかわらず受診させない。或いは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など <p>③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースコールなどを使用させない、手の届かないところに置く。など ・必要なメガネ、義歯、補聴器等があっても使用させない。など <p>④高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何等の予防的手立てをしていない。 など <p>⑤その他職務上の義務を著しく怠ること</p>
<p>ⅲ心理的虐待</p> <p>…高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと</p>	<p>①威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る。罵る。 ・「ここにいられなくしてやる」とか「追い出すぞ」などと言い脅す。など <p>②侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。 ・排泄介助の際「臭い」「汚い」などと言う。 ・子供扱いするような呼称で呼ぶ。など <p>③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなくコールを押さないで」とか「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。

	<ul style="list-style-type: none"> ・話しかけ、ナースコール等を無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやって見せる（他の利用者にやらせる）。など <p>④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視してオムツを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。など <p>⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えて欲しいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げる等、外部との連絡を遮断する ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。など <p>⑥その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子での移動介助の際に、早いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で異性の利用者と一緒に着替えさせたりする。など
iv 性的虐待の防止 …高齢者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること	<p>○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話しさせる。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを見せる。 ・排泄や着替えの介助がし易いという目的で、下(上)半身を裸にしたり下着のまま放置する。 ・人前で排泄させたり、オムツ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。など
v 経済的虐待 …高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること	<p>○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服、窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、お釣りを渡さない） ・立場を利用して「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。

	・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など
--	--------------------------------------

※身体的虐待における暴力行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくとも、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができる。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ、又は棒を打ち下ろせば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決 昭和25年6月10日）

(2) 不適切なケアの未然防止の取組み

職員は、高齢者虐待・不適切ケア防止のため、次の取組みを実施する。

- ①事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み
- ②提供する介護サービスの点検と、虐待に繋がりかねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取組み…特に、事故や苦情の分析と再発防止策に十分配意する
- ③職員が一体となり、権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケアに対する理解を高める研修・教育の取組み
- ④職員のメンタルヘルスに関する組織的な取り組み
- ⑤指針及びマニュアルの定期的な見直しと周知
- ⑥虐待防止委員会の設置

ア、当事業所では、倫理委員会の中に「虐待防止委員会」を設置します。なお、本委員会の運営責任者は施設長とし、施設の生活相談員及び居宅介護支援事業所管理者を「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下「担当者」という)とする。

事業所	構成	役割
統括	施設長(虐待防止責任者)	虐待防止責任者には施設長が当り、次の職務を担う。 ア、虐待内容及び原因の解決策の策定 イ、虐待防止のため当事者との話し合い ウ、虐待防止に関する一連の責任者
特別養護老人ホーム祐功の館 (介護予防)短期入所生活介護祐功の館	事務長	虐待内容と利用者・入居者の意向確認と虐待内容を委員会責任者に報告する
	生活相談員・ケアマネージャー	ケアの見直し、ストレスマネジメント及び防止策の検討・確認
	看護課リーダー	医療行為の見直し、職場環境の整備、防止策の検討・実施
	管理者	利用者・家族・サービス提供事業者と連携し、防止策の実施、状況確認
居宅介護支援事業所祐功の館		

※1、担当者には、委員会委員(各業務の管理者及び看護課主任、支援課主任、生活相談員又はケアマネージャー)が当り、次の職務を担う。

- a、利用者からの虐待通報受付
- b、職員からの虐待通報受付
- c、虐待内容と利用者の意向の確認と記録
- d、虐待内容についての責任者への報告

e、虐待内容について虐待防止検討委員会を開催

※2、なお、当委員会には身体拘束廃止委員会と一体的に行うようとする。

イ、虐待防止検討委員会は、年2回以上、かつ必要な都度施設長が招集する。

ウ、虐待防止検討委員会の議題は、施設長が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとする。

a、虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

b、虐待の防止のための指針の整備に関すること

c、虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

d、虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

e、職員が虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関するこ

f、虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関するこ

g、再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関するこ

(3) 虐待発生時の考え方

① 虐待の発見・通報

職員は、介護サービス利用者及びその家族または職員から虐待の通報があったときは、この指針に則り対応しなければならない。また、利用者に虐待が疑われる場合は、虐待防止担当者に速やかに報告し、後手を踏まぬよう対処する。

② 虐待に対する職員の責務

職員は、施設内における高齢者虐待が外部からは把握しにくい特徴があることを認識し、日頃から虐待の早期発見を受けたと思われる高齢者を発見したときは、速やかに虐待防止検討委責任者へ報告するものとし、報告を受けた責任者は虐待防止委員会を開催し解決に当たるとともに、速やかに市町村の担当部署へ報告しなければならない。

(4) 虐待防止のための職員研修の方針

職員に対する虐待防止のための研修は、次のように虐待等の防止に関する基礎的内容の適切な知識の習得を目指し年2回実施し、虐待防止対策に資するよう取組む。

① 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解

② 高齢者権利擁護事業及び成年後見制度の理解

③ 虐待の種類と発生リスクの事前的理解

④ 早期発見・事実確認と報告手順等

⑤ 発生した場合の改善策

(5) 虐待が発生した場合の対応方法

① 虐待等が発生した場合には、速やかに保険者たる市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

② 虐待等に係る苦情解決の相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに十分留意し、不利益が生じないよう細心の注意を払って取り扱う。また、相談者にその顛末と対応を必ず報告する。

4、成年後見制度の利用支援

利用者又はその家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉

協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

5、指針の閲覧について

当法人の虐待防止に係るこの指針は、求めに応じ何時でも事業所内にて閲覧することができるようになると共に、当事業所のホームページにも公表し、何時でも利用者及び家族が自由に閲覧ができるようにする。

6、記録の保管

虐待防止委員会審議内容等、当法人内における虐待防止に関する諸記録は 5 年間保管する。

附則

- 1、この指針は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2、令和 6 年 12 月 1 日一部改定